

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－２－１３ 過剰貸付けの禁止</p> <p>Ⅱ－２－１３－１ 返済能力調査</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>①、② (略)</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 個人向貸付けに関する事項</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 施行規則第10条の17第1項第8号に規定される「所得証明書」には、例えば、以下のようなものが含まれる。</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 当該個人顧客の勤務先が発行する所得証明書（ただし、当該勤務先の代表者その他の権限を有する者の<u>記名・押印</u>により真正であると認められるものに限る。）</p>	<p>Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－２ 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－２－１３ 過剰貸付けの禁止</p> <p>Ⅱ－２－１３－１ 返済能力調査</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>①、② (略)</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 個人向貸付けに関する事項</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 施行規則第10条の17第1項第8号に規定される「所得証明書」には、例えば、以下のようなものが含まれる。</p> <p>a. (略)</p> <p>b. 当該個人顧客の勤務先が発行する所得証明書（ただし、当該勤務先の代表者その他の権限を有する者が<u>確認したことの記録</u>により真正であると認められるものに限る。）</p>
<p>Ⅲ. 貸金業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－３ 貸金業法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－３－１１ <u>電子申請可能な申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p> <p><u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Govを利用して提出を求めることとする。</u></p>	<p>Ⅲ. 貸金業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－３ 貸金業法等に係る諸手続</p> <p>Ⅲ－３－１１ <u>書面・対面による手続きについての留意点</u></p> <p><u>貸金業者による当局への申請・届出等及び当局から貸金業者に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわ</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>らず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</p> <p>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続きに係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続きを前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続きができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</p> <p>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、貸金業者から受け付ける申請・届出等について、全ての手続きについてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続きの電子化を推進してきた。</p> <p>更に、民間事業者間における手続きについても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。</p> <p>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続きに係るもの以外についても、Ⅲ－３－１２に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</p> <p>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続きについては、手続きの相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">立入検査の基本的手続</p> <p>本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。</p> <p>立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。</p>	<p><u>面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ－３－１２ 申請書等を提出するに当たっての留意点</u></p> <p><u>Ⅲ－３－１１を踏まえ、貸金業者による当局への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求めることとする。</u></p> <p><u>なお、金融庁がホームページにおいて掲載するe-Govを利用して申請書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出システムを利用した提出と並行して、e-Gov を利用した提出についても可能とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(別紙1)</p> <p style="text-align: center;">立入検査の基本的手続</p> <p>本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁及び金融庁長官から委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が実施する法令に基づく立入検査（以下、「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。</p> <p>立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査金融機関（立入検査を受検する預金取扱等金融機関、保険会社等の金融機関をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものである。</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。</p> <p>したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。</p> <p>上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。</p> <p>別紙様式 4 - 1 (日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号 令和 年 月 日</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 殿</p> <p>財務(支)局長(注1)</p> <p>業務状況の照会について</p> <p>貸金業を営もうとする者は、貸金業法に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。</p> <p>今般、当局に_____等(注2) 貴社が貸金業に該当する行為を行っているとの情報が寄せられました。</p> <p>つきましては、貴社の具体的な業務内容等を 年 月 日までに書面によりご回答願います。</p>	<p>そのため、検査官及び被検査金融機関双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスに則って、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。</p> <p>したがって、本基本手続について被検査金融機関に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査金融機関へ説明する等の配慮が必要である。</p> <p>上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。</p> <p><u>なお、本基本手続の書面・対面に係る記載については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p>別紙様式 4 - 1 (日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号 令和 年 月 日</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 殿</p> <p>財務(支)局長</p> <p>業務状況の照会について</p> <p>貸金業を営もうとする者は、貸金業法に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。</p> <p>今般、当局に_____等(注) 貴社が貸金業に該当する行為を行っているとの情報が寄せられました。</p> <p>つきましては、貴社の具体的な業務内容等を 年 月 日までに書面によりご回答願います。</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>なお、期限までに回答がない場合のほか、貴社の行為が同法に違反している疑いがあると認める場合には、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>注1</u> 別紙様式4-1及び同4-2において、財務（支）局長の公印省略可。 <u>注2</u> 各財務（支）局の把握している情報等実態に応じて、記載例への文言の加除可。 例： 今般、当局に貴社から金銭の貸付けを受け、返済を求められている等貴社が貸金業に該当する行為を行っているとの情報が寄せられました。（以下略）</p> </div> <p style="text-align: center;">別紙様式 4 - 2 （日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">文 書 番 号 令和 年 月 日</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 <u>（注1）</u></p> <p style="text-align: center;">貸金業の無登録営業に対する警告について</p> <p>貸金業を営もうとする者は、貸金業法に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。</p> <p>今般、当局が把握・調査しましたところ、貴社の行為は貸金業に該当している疑いがあると認められますので（注2）、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。</p> <p>なお、当局の警告に応じない場合は、捜査当局への告発を検討するなど、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。</p>	<p>なお、期限までに回答がない場合のほか、貴社の行為が同法に違反している疑いがあると認める場合には、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><u>注</u> 各財務（支）局の把握している情報等実態に応じて、記載例への文言の加除可。 例： 今般、当局に貴社から金銭の貸付けを受け、返済を求められている等貴社が貸金業に該当する行為を行っているとの情報が寄せられました。（以下略）</p> </div> <p style="text-align: center;">別紙様式 4 - 2 （日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">文 書 番 号 令和 年 月 日</p> <p>〇〇株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長</p> <p style="text-align: center;">貸金業の無登録営業に対する警告について</p> <p>貸金業を営もうとする者は、貸金業法に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。</p> <p>今般、当局が把握・調査しましたところ、貴社の行為は貸金業に該当している疑いがあると認められますので（注）、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。</p> <p>なお、当局の警告に応じない場合は、捜査当局への告発を検討するなど、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>注1 別紙様式4-1及び同4-2において、財務（支）局長の公印省略可。 注2 各財務（支）局の把握している情報等実態に応じて、記載例への文言の加除可。</p> </div> <p style="text-align: center;">別紙様式9（ひな型） （日本産業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">貸金業者登録証明書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">商 号</p> <p>財務（支）局長 殿 申請者 又は名称</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">氏 名</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">（法人にあっては代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px; margin-top: 20px;">いる</p> <p>下記のとおり、貸金業法第3条第1項の規定により登録を受けて ことを</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">いた</p> <p>証明願います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">使 用 目 的</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">提 出 先</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">商 号 又 は 名 称</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table>	使 用 目 的		提 出 先		商 号 又 は 名 称		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>注 各財務（支）局の把握している情報等実態に応じて、記載例への文言の加除可。</p> </div> <p style="text-align: center;">別紙様式9（ひな型） （日本産業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">貸金業者登録証明書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">商 号</p> <p>財務（支）局長 殿 申請者 又は名称</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">氏 名</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">（法人にあっては代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px; margin-top: 20px;">いる</p> <p>下記のとおり、貸金業法第3条第1項の規定により登録を受けて ことを</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">いた</p> <p>証明願います。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">使 用 目 的</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">提 出 先</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">商 号 又 は 名 称</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table>	使 用 目 的		提 出 先		商 号 又 は 名 称	
使 用 目 的													
提 出 先													
商 号 又 は 名 称													
使 用 目 的													
提 出 先													
商 号 又 は 名 称													

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行				改 正 案			
氏 名 (法人にあっては 代表者の氏名)				氏 名 (法人にあっては 代表者の氏名)			
住 所				住 所			
登 録 番 号	財務(支)局長()第 号			登 録 番 号	財務(支)局長()第 号		
有 効 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			有 効 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
業 務 停 止 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			業 務 停 止 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
業 務 停 止 営 業 所 等				業 務 停 止 営 業 所 等			
上記のとおり相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 財務(支)局長 印				上記のとおり相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 財務(支)局長			
別紙様式10(ひな型) (日本産業規格A4) 貸金業者登録簿閲覧表				別紙様式10(ひな型) (日本産業規格A4) 貸金業者登録簿閲覧表			
閲覧日	閲覧者 氏名	閲覧者 住所	登録 番号	貸金業者の 商号、名称 又は氏名	貸出 時間	返却 時間	返却 確認印
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別紙様式12 (日本産業規格A4) 文 書 番 号				別紙様式12 (日本産業規格A4) 文 書 番 号			

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>警察庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>警察庁長官 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長</p> <p>（略）</p>
<p>別紙様式 1 3</p> <p style="text-align: right;">（日本産業規格 A 4）</p> <p>（欠格事由に該当しない場合）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和 年 月 日</p>	<p>別紙様式 1 3</p> <p style="text-align: right;">（日本産業規格 A 4）</p> <p>（欠格事由に該当しない場合）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和 年 月 日</p>
<p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察庁長官 印</p> <p>（略）</p>	<p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察庁長官</p> <p>（略）</p>
<p>別紙様式 1 4</p> <p style="text-align: right;">（日本産業規格 A 4）</p> <p>（欠格事由に該当する場合）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和 年 月 日</p>	<p>別紙様式 1 4</p> <p style="text-align: right;">（日本産業規格 A 4）</p> <p>（欠格事由に該当する場合）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和 年 月 日</p>
<p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察庁長官 印</p>	<p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察庁長官</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>別紙様式 1 5 (日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号 令和 年 月 日</p> <p>警察庁長官 殿</p> <p>財務(支)局長 印</p>	<p>(略)</p> <p>別紙様式 1 5 (日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号 令和 年 月 日</p> <p>警察庁長官 殿</p> <p>財務(支)局長</p>
<p>(略)</p> <p>別紙様式 1 6 (日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号 令和 年 月 日</p> <p>警察庁長官 殿</p> <p>財務(支)局長 印</p>	<p>(略)</p> <p>別紙様式 1 6 (日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号 令和 年 月 日</p> <p>警察庁長官 殿</p> <p>財務(支)局長</p>
<p>(略)</p> <p>別紙様式 1 7 (日本産業規格 A 4)</p> <p><u>(意見陳述事由及び意見陳述事実がない場合)</u></p> <p>文 書 番 号</p>	<p>(略)</p> <p>別紙様式 1 7 (日本産業規格 A 4)</p> <p>(意見陳述事由及び意見陳述事実がない場合)</p> <p>文 書 番 号</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察庁長官 印</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察庁長官</p> <p>（略）</p>
<p>別紙様式 18</p> <p style="text-align: right;">（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;"><u>（意見陳述事由がある場合）</u></p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和 年 月 日</p>	<p>別紙様式 18</p> <p style="text-align: right;">（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（意見陳述事由がある場合）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和 年 月 日</p>
<p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察庁長官 印</p> <p>（略）</p>	<p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察庁長官</p> <p>（略）</p>
<p>別紙様式 19</p> <p style="text-align: right;">（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（意見陳述事実¹に該当する場合）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和 年 月 日</p>	<p>別紙様式 19</p> <p style="text-align: right;">（日本産業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（意見陳述事実¹に該当する場合）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 令和 年 月 日</p>
<p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察庁長官 印</p>	<p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察庁長官</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>別紙様式 2 0 (日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号 令和 年 月 日</p> <p>警察庁長官 殿</p> <p>財務(支)局長 印</p>	<p>(略)</p> <p>別紙様式 2 0 (日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号 令和 年 月 日</p> <p>警察庁長官 殿</p> <p>財務(支)局長</p>
<p>(略)</p> <p>別紙様式 2 1 (日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号 令和 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>警察庁長官 印</p>	<p>(略)</p> <p>別紙様式 2 1 (日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号 令和 年 月 日</p> <p>財務(支)局長 殿</p> <p>警察庁長官</p>
<p>(略)</p> <p>別紙様式 2 2 (日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号</p>	<p>(略)</p> <p>別紙様式 2 2 (日本産業規格 A 4)</p> <p>文 書 番 号</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察庁長官 印</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">警察庁長官</p> <p>（略）</p>